

自閉症・情緒障害特別支援学級の 開設に向けた検討状況について

1 検討の背景・経過

- ・東京都教育委員会では、情緒障害等通級指導学級による指導では十分にその成果を上げることが困難な児童・生徒に対応するため、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を推進しており、多摩26市では、計画段階を含め、18市がその開設に動いています。
- ・本市においても、保護者が自閉症・情緒障害特別支援学級への就学を希望するケースや、専門委員から同学級への就学が適しているとの意見が出される児童が増えてきており、同学級のニーズは高くなっています。
- ・これらの状況を踏まえ、平成30年度に教育委員会で協議を行い、令和3年度の学級開設に向けた検討を開始することとし、平成31年度に開設準備委員会を設置して検討を重ね、設置校等が固まりました。

2 設置校

立川市では、発達障害のある子どもの早期支援を実現するため、まずは小学校に設置するものとします。

設置校を検討するにあたっては以下の要件を鑑み、立川市立第二小学校に設置し、通学区域は立川市全域とすることとしました。

- (1) 駅から近く、児童や保護者等の通学の負担が比較的少ない小学校であること
- (2) 小学校設置数の多い、立川駅北側エリアの学校であり、南側エリアからも通いやすい小学校であること

3 学級の概要

- (1) 設置校／立川市立第二小学校
- (2) 学級数／2学級、16人（1学級定員：8人）
- (3) 開設時期／令和3年4月（令和2年度に就学相談・転学相談を行う）

4 学級の対象となる児童の要件（入級基準）

- (1) 知的障害がなく発達障害等の診断がある児童
- (2) 特性に応じた支援により、通常の教育課程での学習が可能である児童
- (3) 合理的配慮などの支援があつたとしても、一人では通常の学級活動等への参加が困難な児童
- (4) 学ぶことへの意欲があり、入級により学力や集団適応能力の向上が期待できる児童
- (5) その他、立川市教育委員会が入級を必要と認める児童

【参考】東京都教育委員会が示す指導対象の障害の程度等

- ・知的障害がない自閉症等の児童
- ・通常の学級での学習に参加することが困難な児童

5 学級開設までのスケジュール概要（案）

